

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：32602

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885078

研究課題名(和文) 分配規制の変化と帰結に関する調査研究

研究課題名(英文) Research on Changes in Legal Dividend Restriction and its Consequences

研究代表者

河内山 拓磨(Kochiyama, Takuma)

亜細亜大学・経営学部・講師

研究者番号：70733301

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、国際会計基準をすでに広く導入している諸外国に注目し、各国分配規制における変化とその帰結について調査・分析することにある。イギリスとオーストラリアの2ヶ国を事例に検討した結果、イギリスでは会社法規制の実質的な内容を実務家団体に委ねることにより柔軟な制度的対応が図られたこと、および、オーストラリアでは従来の資本維持に基づく分配規制から支払能力テストへの移行が図られたことが明らかとなった。また、他の債権者保護方策のひとつとして私的契約に基づく債権者保護の可能性について研究を実施した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to examine how the adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) affects dividend restriction in corporate law. Focusing on the UK and Australia, where IFRS has been already used for dividend restriction purpose, I find that: the UK flexibly responded to the adoption of IFRS by leaving the details of legal requirements to practitioners such as certified public accountants; and Australia has shifted from traditional legal capital regime to solvency test along with the adoption of IFRS. In addition, I supplementarily examine the feasibility of creditor protection through private debt contacts.

研究分野：会計学

キーワード：会計学 会社法 比較法 債務契約 財務制限条項

1. 研究開始当初の背景

本研究のトピックである分配規制は、主として財務会計および会社法の領域において研究が蓄積されてきた。そこでは、有限責任である株主から債権者の利益を保護するために会社財産の流出（現金配当などの財産分配）を制限する必要があること、また、この目的のために商法・会社法は貸借対照表を基礎に会社の分配可能財源を制限してきたことが論じられている（伊藤，1996）。

しかし、近年、会計基準の国際的統合化に伴う企業会計の変革が、こうした分配規制が果たす債権者保護という役割に大きな影響を及ぼすことが懸念され始めている。これは分配規制が会社の作成・公表する財務諸表・会計数値に依拠しているためであり、それゆえ、分配規制の役割および有効性は会計数値の測定手法いかに依存する側面があるからである（伊藤，2013）。

こうした問題の存在は、会社法上、分配規制を企業会計の変革に対応させていく必要があることを示唆している。事実、国際会計基準（以下、IFRS）の適用をめぐる議論を背景として、日本のみならず欧州連合諸国を中心に IFRS と分配規制の制度的親和性および分配規制のあるべき姿について広く議論がなされてきた（Rickford, 2004; KPMG, 2008; 弥永, 2012）。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記の背景のもと、IFRS をすでに広く導入している諸外国に注目し、各国分配規制における変化とその帰結について調査・分析することにある。

諸外国に目を向けると、すでに IFRS を分配規制目的で利用している国が存在している（弥永，2012；河内山，2013）。そこで、こうした国々を日本にとっての先行例として位置づけ、IFRS 導入に際して分配規制がどのように変容したか、また、その後の帰結・影響は何であったかについて検討を行った。会計基準の国際的統合化が進展するなか、こうした考察は日本の会計制度の今後を検討していくうえで重要な研究蓄積になると期待できる。

また、分配規制という法制度による債権者保護に加え、追加的論点として私的契約に基づく債権者保護の可能性についても補足的に検討を行った。

3. 研究の方法

上記の研究目的のもと、本研究では文献資料に基づいた会計制度・会社法制度の比較法的考察を実施している。とくに、本研究の分析対象が諸外国の会計制度・会社法制度であることを踏まえると、各国の会社法条文、政府機関公表資料、裁判所判例、大手会計監査事務所公表資料および関連する学術研究を渉猟し、各国がどのように IFRS を受容したのか、また、分配規制がどのように変容した

かを丁寧に検討する必要がある。また、検討にあたっては、先行研究では十分に検討されていない当該制度改革に至った背景やその後の帰結についても視野に入れた。

また、私的契約に基づく債権者保護の可能性については、債務契約に付される財務制限条項や分配制限条項などに注目し、その実態や役割について実証的分析を実施している。

4. 研究成果

上記の研究内容について、本研究では大きく2つの研究を実施した。第1に、IFRS 導入に伴う分配規制の変化とその帰結である。とりわけ、IFRS をすでに分配規制目的で導入しているイギリスとオーストラリアを日本にとっての先行例として位置づけ、分配規制をめぐる諸問題の整理・考察、および、各国の制度的変遷と帰結についての検討を行った。

その結果、まず、IFRS で比較的に重視されている公正価値測定の導入・拡大が、会社法の分配規制に期待される役割（分配制限を通じた債権者保護）を損なわせ得ることが明らかにされた。公正価値測定のもとでは市場価格や現在価値技法を用いた資産・負債の再評価が行われることから、「未実現利益の分配」という問題が生じることとなる（斎藤，1991）。また、公正価値測定には測定者の見積もりが用いられるケースがあるため、これに基づく分配可能財源の計算は測定者の裁量による影響を受けやすくなることが明らかにされた。

次に、分析対象国であるイギリスおよびオーストラリアについて以下のことが判明した。まず、イギリスでは、IFRS 導入に伴う企業会計の変容に対して、会社法規制の実質的な内容を公認会計士協会などの実務家団体に委ねることにより柔軟な制度的対応が図られたことが分かった。とくに、イギリスでは1980年代より公認会計士協会およびその諮問団体が作成する「実務ガイダンス」（Technical Report）が分配規制の拠り所となってきたきらいがあり、こうした法制度と実務家団体との関係性が柔軟な対応を可能にしたと考察された。

他方、オーストラリアでは、IFRS 導入に伴い従来の資本維持に基づく分配規制から支払能力テストへの移行が図られたことが明らかにされた。とくに、2010年会社改正（財務報告改革）法では、当該配当の支払いが債権者に対する支払能力を大きく損なわせるものでない場合に限り配当が可能であるという明文規定（改正後第254T条第1項）が追加され、これにより貸借対照表上、資本の欠損が生じている場合でも配当を行うことが可能となった。また、こうした分配規制の改革についてその影響を問題視する見解は観察されず、むしろオーストラリアでは支払能力テスト1本化に向けた積極的な動きがあることが判明した。このことは、分配の適法性を確保するうえで財務諸表等の会計数

値に依拠しないという姿勢が明確に打ち出されたと見ることができるだろう。

これらの諸外国における制度的対応は、IFRS、とりわけ公正価値測定を用いた財務諸表は資本制度に基づく分配規制とは親和性が低く、また、日本の会社法上、「減ずるべき額」などの明文規定による対応が困難であることを示唆していると解釈できる。そのため、本研究の分析結果は、現行の分配規制を維持する場合には「連単分離」が望ましいこと、また、IFRSに準拠した財務諸表を分配規制目的で利用する場合には抜本的な制度改革が必要となる可能性が高いことを示していると言えるだろう。

第2に、追加的論点として、私的契約に基づく債権者保護の可能性について研究を実施した。「法と経済学」をはじめとする研究領域では、当事者間で結ばれる私的契約により債権者保護が達成されるのであれば、法制度として画一的な債権者保護を行う必要性は小さいことが論じられる(金本・藤田, 1998)。そのため、この文脈においては、IFRSの導入あるいは公正価値測定の拡大に伴い分配規制の担う役割が後退しようとも、有効かつ効率的な私的契約があれば事足りることとなる。

こうした追加的論点について、日本における債務契約、とりわけそこで利用される財務制限条項に焦点を当て、日本におけるその利用実態、および、こうした財務制限条項が債権者保護という文脈において有効に機能するかについて分析を行った。その結果、日本では分配行動を直接的に制限する条項はほとんど利用されない傾向にある一方、純資産維持および利益維持を命じる財務制限条項が多く契約において画一的に利用されていることが分かった。また、これらの財務制限条項に抵触した場合、債務者である借り手企業は配当や投資といったキャッシュ・アウト・フローにつながる行為について消極的になることが判明した。これらの発見事項は、私的契約による債権者保護の実行可能性を示唆するものであり、ひいては、法制度による債権者保護の存在意義に対して制度的インプリケーションをもたらすものであると言えるだろう。

さらに、上記2つの研究に加え、日本の分配規制の制度的変遷、とりわけ平成13年商法改正に注目し、その他資本剰余金を原資とした配当について研究を実施した。その結果、当該配当を実施した企業は、その他利益剰余金が小さい傾向にあることが分かり、資本制度・分配規制に期待されてきた債権者保護という役割が同商法改正により後退した可能性があることが示された。

これらの研究成果を総合的に考察すると、度重なる法改正の結果、日本では分配規制に期待されてきた債権者保護という役割が減退してきたこと、そして、会計基準の国際的統合化の流れのなか分配規制は大きな転換点

を迎える可能性があることが示されたと考えられる。

<引用文献>

- ① 伊藤邦雄. 1996. 『会計制度のダイナミズム』岩波書店.
- ② 伊藤邦雄. 2013. 「IFRSと会社法をめぐる論点」『企業会計』65(5):18-27.
- ③ 金本良嗣・藤田友敬. 1998. 「株主の有限責任と債権者保護」『会社法の経済学』(三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編) 東京大学出版会.
- ④ 河内山拓磨. 2013. 「個別財務諸表におけるIFRS自発的適用の国および企業レベルの決定要因」『会計』184(2):112-125.
- ⑤ 斎藤静樹. 1991. 「実現主義と原価評価の再検討」『会計』140(2):161-174.
- ⑥ 弥永真生. 2012. 「国際会計基準に関する会社法上の論点についての調査研究報告書」法務省.
- ⑦ KPMG. 2008. Feasibility Study on an Alternative to the Capital Maintenance Regime Established by the Second Company Law Directive and an Examination of the Impact on Profit Distribution of the New EU-Accounting Regime. European Commission.
- ⑧ Rickford, J. 2004. Reforming Capital (A Report of the Interdisciplinary Group on Capital Maintenance). *European Business Law Review* 15(4):919-1027.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 河内山拓磨, 国際会計基準の導入と分配規制の改革—イギリスとオーストラリアを事例として—, 亜細亜大学経営論集, 査読有り, 第51巻第1・2号, 2016年, pp. 49-67.
- ② 中村亮介・河内山拓磨, 日米比較からみる財務制限条項の現状と課題, 企業会計, 査読無し, 第67巻第6号, 2015年, pp. 61-67.
- ③ 河内山拓磨, その他資本剰余金を原資とする配当の決定要因に関する実証分析, 会計, 査読無し, 第187巻第5号, 2015年, pp. 104-118.

[学会発表] (計3件)

- ① 河内山拓磨・中村亮介, 財務制限条項への抵触が企業の投資行動に及ぼす影響, 日本会計研究学会第74回全国大会(自由論題), 神戸大学(兵庫県), 2015年9月.
- ② Takuma Kochiyama and Ryosuke Nakamura, Role, Structure, and Determinants of Debt Covenants: Evidence from Japan. 38th Annual Congress of European

Accounting Association. Glasgow, Scotland. April 2015.

- ③ Takuma Kochiyama and Ryosuke Nakamura. Role, Structure, and Determinants of Debt Covenants: Evidence from Japan. 15th Annual Conference of the Asian Academic Accounting Association. Bangalore, India. October 2014.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河内山拓磨 (Takuma Kochiyama)

亜細亜大学・経営学部・講師

研究者番号：70733301